



区民意見提出手続  
(パブリックコメント)

令和4年(2022年)  
**12/5**  
No.1866

SETAGAYA 区のおしらせ

# せたがや

発行/世田谷区 編集/広報広聴課  
〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27  
区役所 ☎5432-1111(代) ☎5432-3001(広報広聴課)  
区のホームページ(パソコン・携帯電話共通)  
▶<https://www.city.setagaya.lg.jp/>



区の手続きや施設・イベント案内は  
**せたがやコール** 午前8時～午後9時(年中無休)  
☎03-5432-3333 ☎03-5432-3100

災害情報

▶災害・防犯情報メール配信サービス  
<https://setagaya-city.site.ktaiwork.jp/>  
▶公式Twitter @setagaya\_kiki  
▶FM ラジオ 83.4 さんぽ (エフエム世田谷のホームページからも聴取できます)

## 誰もが暮らしやすいまちづくりに向けて 施設利用と移動に関するバリアフリー化の促進をめざします



世田谷区移動等円滑化促進方針(素案)に  
ご意見・ご提案をお寄せください



区は元年10月、先導的かつ先進的な「ユニバーサルデザインのまちづくり」と「心のバリアフリー」に取り組む自治体として、国により「先導的共生社会ホストタウン」に認定されました。

これを受け、ユニバーサルデザインのまちづくりをさらに進めるとともに、施設間の移動を円滑に行えるよう、バリアフリー法(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)に基づく「世田谷区移動等円滑化促進方針」を策定します。

この方針は、区全域の移動に関するバリアフリーの方針を示すとともに、モデルとして定める促進地区でのバリアフリー化の成果を区全域へ広めていくことで、地域共生社会のより一層の実現をめざすものです。

皆さんのご意見・ご提案をいただき、方針策定に向けた検討を進めます。

閩都市デザイン課 ☎6432-7151 ☎6432-7996

高齢化社会において、買い物や日常生活を営むうえで、必要かつ欠かすことができないのが「移動」の円滑化です。区は、「世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例」を制定し、バリアフリーな社会を実現する政策を続けてきました。

そして、先の東京2020大会においては、区のこうした取組みが高く評価され、「先導的共生社会ホストタウン」に認定されました。区ではこれを機に、ユニバーサルデザインのまちづくりをさらに進め、誰もが住みやすい、地域共生社会の実現への取組みの一翼とするため、現在「移動等円滑化促進方針」の策定に向け取り組んでいるところです。

方針の策定にあたっては、専門家、障害者や高齢者等各団体、事業者等からなる協議会の設置、また、障害当事者等が参加するまち歩きワークショップの実施によりご意見をいただき、素案をまとめました。共に支えあいながら誰もが移動しやすい環境や社会を築くことは、区がめざすまちづくりの根幹であり、区では、皆さんにこの方針(素案)をご覧いただき、広くご意見をいただきながらまとめていきます。よろしくお願ひします。



世田谷区長  
のぶと  
保坂展人

スケジュール (予定)	12月	素案の公表・意見募集(12月26日まで)
	5年3月	素案に対する意見及び案の公表
	5年度中	方針策定



### 区民意見提出手続(パブリックコメント)とは

区が重要な条例・計画等をつくる際に、素案等の段階で公表し、区民の皆さんからご意見・ご提案をいただき、施策に反映させる制度です。

### ご意見・ご提案をお寄せください

いただいたご意見等は、方針の策定に向けて活用します。ご意見等の内容を集約し、区の考え方とともに3月頃に公表する予定です(住所・氏名は公表しません)。

**閲覧場所** 方針(素案)の全文は、区のホームページ(後記二次元コード)、都市デザイン課、区政情報センター、総合支所区政情報コーナー、総合支所くみん窓口・出張所・まちづくりセンター、図書館でご覧になれます。

**対象者** 次のいずれかに該当する方  
①区内在住・在勤・在学者 ②区内に事務所や事業所を有する個人・法人・団体 ③その他本方針(素案)に利害関係を有する個人・法人・団体

**提出期限** 12月26日(必着)

**提出方法** ●区のホームページ(後記二次元コード)から  
●①ご意見・ご提案 ②住所または勤務先・通学先の所在地・名称  
③氏名 ④法人・団体の場合は名称・代表者名・所在地を明記したハガキ・書面をファクシミリ、郵送または持参で都市デザイン課(☎6432-7151 ☎6432-7996)へ  
※点字表記・音声媒体・手話を録画した動画による提出可。



郵便はがき

1 5 8 8 7 9 0

料金受取人払郵便

玉川局承認

2108

差出有効期限  
2022年  
12月27日まで  
切手をはらずに  
お出しください

世 世

#### 【ご注意ください】

本号のホームページ版ではこの部分を切り取ってハガキとして郵送利用することはできません。ご了承ください。

イン 策 1  
課 部  
行

切り取り線